

長介第 1082 号
令和 6 年 3 月 5 日

認知症対応型共同生活介護事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

地域密着型サービス外部評価の実施回数適用申請について（通知）

標記の件につきまして、別添「新潟県地域密着型サービス外部評価実施要綱」（以下、「県要綱」という。）第 3 条第 2 項に該当する事業所は、外部評価の実施回数を 2 年度に 1 回とすることができます。

つきましては、当該規定の適用を申請し、令和 6 年度の外部評価を行わないこととしたい事業所は、下記のとおり提出してください。

記

1 提出書類

（別紙 1）地域密着型サービス外部評価実施回数に関する適用申請書

※記載にあたっては、別添「外部評価マニュアル」を御参照ください。

2 提出期限

(1) 令和 6 年 2 月末までに令和 5 年度評価の結果通知を受けた事業所

令和 6 年 3 月 31 日(日曜日)

(2) 令和 6 年 3 月以降に令和 5 年度評価の結果通知を受けた事業所

結果通知から 1 か月を経過する日

3 提出方法 郵送、メール又は持参

4 提出先 長岡市福祉保健部介護保険課 介護事業推進係

5 その他

(1) 運営推進会議を活用した外部評価は、県要綱第 3 条第 2 項に規定する「過去に外部評価を 5 年間継続して実施している」ことに係る継続年数に算入することはできませんので、御留意ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、厚生労働省が示す臨時的取り扱い等が終了したことにより、原則として実施回数の変更に関する適用申請に関してこの取り扱いは行いません。

なお、令和 5 年 5 月 7 日以前に運営推進会議を書面により開催した場合は、臨時的取

り扱いに該当している会議の開催として取り扱うこととします。

また、新型コロナウイルス感染症に関連して、県要綱で定める要件を満たせなかったことについて、当市においてその理由がやむを得ないものと認められるかを判断し、県が妥当と判断した場合は実施回数の適用を受けられます。このような案件がある場合は、速やかに下記担当まで御相談ください。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 渡邊（聖）
電 話：0258-39-2245
F A X：0258-39-2278
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp